

大阪地方裁判所第1民事部における収入印紙、郵便切手、決定に係る目録数(令和6年10月1日～)

収入印紙 (申立手数料)		郵便切手		決定用目録枚数(ただし、債権者、債務者、第三債務者が各1名ずつの場合)							
仮差押命令申立事件				合計(ただし、当事者等が各1名(か所)の場合)	事件名	当事者目録	請求債権目録	物件目録	仮差押債権目録	登記(登録)用物件目録	登記(登録)用義務者目録
原則2,000円 (事案に応じて倍増することがある)	不動産	(1,220円)×債務者数	1,220円	2,470円	不動産 (滞納処分あり)	3	3	3		2	2
		(660円+590円)×登記所数	1,250円								
		* ただし、登録免許税額が10万円を超える場合は補償額を加算									
		* 滞差があれば(110円)×滞差斤の数									
	債権	(1,220円)×債務者数	1,220円	3,210円	債権	4	4		4		
		1,290円×第三債務者数	1,290円								
		* 陳述催告があれば(590円+110円)×第三債務者数	700円								
	自動車	(1,220円)×債務者数	1,220円	2,470円	自動車	4	4	4		3	3
		(660円+590円)×登記所数	1,250円								
	動産	(1,220円)×債務者数	1,220円		動産	3	3				
仮処分命令申立事件				合計	事件名	当事者目録	請求債権目録	物件目録	仮差押債権目録	登記(登録)用物件目録	登記(登録)用義務者目録
原則2,000円 (事案に応じて倍増することがある)	不動産処分禁止	(1,220円)×債務者数	1,220円	2,470円	不動産処分禁止	3		3		2	2
		(660円+590円)×登記所数	1,250円								
	不動産占有移転禁止	(1,220円)×債務者数	1,220円	不動産占有移転禁止	3		3				
	動産	(1,220円)×債務者数	1,220円	動産	3		3				
	要審事件	500、270、110、100、50円を各4枚		4,120円	4,830円						
20、10円を各10枚		300円									
410円×債務者数		410円									
保全異議・保全取消申立事件				合計	* 申立書副本(書証があればその写し)も被申立人(債権者)の人数分の提出が必要						
500円	500円×8枚、110円×10枚、100、50円×各5枚、20、10円×各10枚		6,150円								
保全事件の即時抗告・保全抗告				合計	* 保全命令の却下の裁判に対し、告知を受けた日から2週間以内に即時抗告をすることができる(法19条1項)。 * 即時抗告の申立書に具体的な理由がないときは、抗告の提起後14日間は其の提出を待つ(民訴規則207条、規則6条)。 * 保全異議・保全取消の裁判に対し、その決定の送達を受けた日から2週間以内に保全抗告をすることができる。 * 当庁では、保全事件の即時抗告、保全抗告の申立書の提出先は、民事訟廷事件係(本館1階)。						
3,000円(ただし基本事件の1.5倍)	500円×2枚、110円×15枚、100、50、20、10円×各5枚		3,550円								
DV(保護命令)事件				合計	* 申立書副本、書証写しの提出も必要。						
1,000円	500円×2枚、110円×5枚、100、20、10円×各10枚		2,850円								
DV(保護命令)事件の即時抗告				合計	* 保護命令の申立ての裁判に対する即時抗告(法16条)は、裁判の告知を受けた日から1週間以内に行わなければならない(民訴法332条)。 * 当庁では、保護命令の即時抗告申立書の提出先は、民事訟廷事件係(本館1階)。						
1,500円	500円×2枚、110円×15枚、100、50、20、10円×各5枚		3,550円								
起訴命令申立事件				合計	事件名	当事者目録	請求債権目録	物件目録	仮差押債権目録	登記用物件目録	登記用義務者目録
不要	1,220円×債権者数		1,220円	起訴命令	3						
間接強制・代替執行申立事件				合計	事件名	当事者目録	請求債権目録	物件目録	仮差押債権目録	登記用物件目録	登記用義務者目録
2,000円	(1,220円)×2×債務者数 * ただし、申立書、書証等の分量により追加郵券必要の場合あり		2,440円	間接強制・代替執行	6			6			